

会員通知 第82号
平成20年 7月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

株式会社東京証券取引所等のオプション取引における取引対象
有価証券拡充等に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所のオプション取引における取引対象有価証券が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

- ・ 公開買付期間中及び安定操作期間内における自己買付け
公開買付期間中及び安定操作期間内における自己の計算による対象有価証券の買付け禁止に関する適用除外規定について、REIT指数先物取引及び有価証券オプション取引のヘッジ取引等に係る買付けを含める規定整備を行います。

なお、「本所が定める日」は、平成20年8月1日といたします。

以上

株式会社東京証券取引所等のオプション取引における取引対象
有価証券拡充等に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表 1
2. 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表 7

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>指数先物取引</u>」という。)に係る約定指数(当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>指数オプション取引</u>」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「<u>指数先物取引</u>に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。)</p> <p>a 売方<u>指数先物取引</u>(<u>指数先物取引</u>のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。))が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の<u>有価証券</u>(当該<u>有価証券</u>の価額の合計額の変動が当該<u>指数先物取引</u>に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第56条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株価</u>指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>株価指数先物取引</u>」という。)に係る約定指数(当事者があらかじめ<u>株価</u>指数として約定する数値をいう。以下同じ。)の水準と<u>株価</u>指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で<u>株価</u>指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引(外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「<u>株価指数オプション取引</u>」という。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「<u>株価指数先物取引</u>に係る約定指数の水準と<u>株価</u>指数との水準の関係を利用した買付け」という。)</p> <p>a 売方<u>株価</u>指数先物取引(<u>株価</u>指数先物取引のうち現実指数(将来の一定の時期における現実の<u>株価</u>指数の数値をいう。以下同じ。))が約定指数を下回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の<u>株券</u>(当該<u>株券</u>の価額の合計額の変動が当該<u>株価</u>指数先物取引に係る<u>株価</u>指数の変動に近似するように選定したものに限</p>

付けを行う取引

b 買方指数先物取引（指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、指数の変動へ近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引（これに準ずる取引で指数オプション取引について行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 売方指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方指数先物取引の取引契約残高（これと対当する買方指数先物取引の取引契約残高及び当該売方指数先物取引と同一の指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。）の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するよう

る。）の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引（株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、株価指数の変動へ近似を保つために株券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引（これに準ずる取引で株価指数オプション取引について行うものを含む。）に係る買付け（次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。）

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高（これと対当する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指数先物取引に係る前号aに規定する取引による売方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。）の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の

に選定したものに限る。)の買付けを行う取引

- b 買方指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

- c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、有価証券の売付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「有価証券プットオプション」という。）又は有価証券の買付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「有価証券コールオプション」という。）に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け（次条第13号において「有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。）

- a 有価証券オプション取引（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により有価証券プットオプションを取得し又は有価証券コール

変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

- b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

- c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(11) 次のa又はbに掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。）又は株券の買付けを成立させることができる権利（以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。）に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け（次条第13号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。）

- a 株券オプション取引（株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与

オプションを付与している場合

当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる有価証券の数量（当該有価証券プットオプションを付与し又は当該有価証券コールオプションを取得している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

- b 有価証券オプション取引により有価証券プットオプションを付与し又は有価証券コールオプションを取得している場合であって、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の数量の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(12)～(14) (略)

している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量（当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

- b 株券オプション取引により株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12)～(14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第57条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9)

(10) 指数先物取引に係る約定指数の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 有価証券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 有価証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与するとともに、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

b 有価証券プットオプションの付与及び有価証券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売(決済が未了である約定についての反対の取引をいう。)を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る有価証券プットオプション又は有価証券コールオプション

(安定操作期間内における自己買付け)

第57条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(9)

(10) 株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与するとともに、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションの付与及び株券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売(決済が未了である約定についての反対の取引をいう。)を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行

を行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(13) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付

(14)・(15) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

使した場合に買い付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(13) 株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付

(14)・(15) (略)

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）又は上場投資信託受益証券（<u>投資信託の受益証券をいう。</u>）について、安定操作取引（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。）をいう。）内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為（<u>有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。</u>）を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券）について、安定操作取引（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引をいう。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。）をいう。）内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表</p>

示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券について買付けの受託又は売付け（金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。（有価証券の売買に係る法第2条第21条第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。）

上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券について買付けの受託又は売付け（金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。）若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

上記の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。